

報道資料

令和4年10月25日(火)

福祉医療部 医療政策局 地域医療連携課 担当:馬場・野坂
電話:0742-27-8653(ダイヤルイン)内線:3110、3111

新型コロナウイルス感染症の院内感染事案（クラスター事案）の発生について （飛鳥病院第2報）

飛鳥病院において、これまでに入院患者6名 職員5名 計 11名の感染が判明しました。感染状況から、入院病棟Aにおいて院内感染（クラスター）が発生したと考えられます。

1 発生場所

飛鳥病院（所在地 高市郡高取町与楽 1160）

2 感染者の概要（合計 11 名）

- ・経緯:入院病棟 A 10月10日に1例の感染を確認。濃厚接触者等の検査結果から、10例の感染を確認。
- ・感染者内訳:入院患者6名、職員5名（看護師3名、看護助手2名）
20代1名、30代1名、50代1名、60代2名、70代3名、80代3名
※第1報（10月11日）以降、新たに入院患者6名、職員3名の感染が判明しています。

3 県の対応

- ・入院患者の健康観察の徹底と発熱等患者発見時の早期検査実施を指示。
- ・職員の日常生活を含めての感染対策の徹底を指示

4 病院の対応（10月25日0時時点）

- ・関係箇所の消毒実施
- ・入院病棟 A の新規入院を休止（10月10日～）

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、関係者等への取材はご遠慮ください。